佐賀県告示第59号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条の 17 第 1 項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成 26 年 3 月 11 日

佐賀県知事 古 川 康

	区域		
指定番号		地番	埋立地の区分
5	小城市牛津町柿樋瀬 字柿十三角	834 番 4	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行規則 (昭和 46 年厚生省令 第 35 号)第 12 条の 31 第 2 号に規定する埋立 地
6	鳥栖市真木町字今川	29番1の一部 29番2 30番の一部 42番1の一部 42番2の一部 43番の一部	II .
7	唐津市相知町佐里字 浦野	2930 番 1 2936 番 4	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令 (昭和46年政令第300 号)第13条の2第1号 に規定する埋立地
8	鳥栖市江島町字西谷	3256 番 67 3256 番 339	"
9	鳥栖市河内町字柿原	2627番1	<i>II</i>